

○条例改正対象一覧

改正内容

令和3年度介護報酬改定において国では、次の5本の柱に沿って議論がなされ、改正が行われた。5本の柱及び主な改正点は下記のとおり。

- (1) 感染症や災害への対応力強化、(2) 地域包括ケアシステムの推進、(3) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、
- (4) 介護人材の確保・介護現場の革新、(5) 制度の安定性・持続可能性の確保

改正条例：三田市指定地域密着型サービス事業者の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

改正条例：三田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

1 全サービス共通

<p>感染症対策の強化 (◆) 感染症の発生・まん延等に関する取組を徹底するため、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施を義務づける。</p>
<p>業務継続に向けた取組の強化 (◆) 感染症や災害が発生しても、必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施を義務づける。</p>
<p>ハラスメント対策の強化 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切な対策を求める。</p>
<p>会議や多職種連携におけるICTの活用 運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認める。※利用者等が参加する場合は事前同意が必要。</p>
<p>利用者への説明・同意等に係る見直し ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うものについて、原則として、電磁的な対応を認める。</p>
<p>記録の保存等に係る見直し 介護サービス事業者の業務負担軽減やローカルルールを解消を図るため、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化する。</p>
<p>運営規定等の掲示に係る見直し 運営規定等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等を備え置く等を可能とする。</p>
<p>高齢者虐待防止の推進 (◆) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。</p>
<p>CHASE・VISITの活用とPDCAサイクルの推進 CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進とケアの質の向上を推奨する。 ※CHASEとは… 高齢者の状態・ケアの内容等のデータベース。 ※VISITとは… 通所・訪問リハビリテーション事業所から計画書等の情報を収集し、厚労省からフィードバックが受けられる仕組み。 ※(◆)の項目は、3年(施行日～令和6年3月31日)の経過措置期間を設ける。</p>

2 サービス毎の改正点 (全サービス共通以外)

<p>夜間対応型訪問介護</p> <p>(1)オペレーターの配置基準等の緩和</p> <p>①併設施設等の職員と兼務すること。 ※対象の併設施設等(短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療・院)</p> <p>②随時訪問サービスを行う訪問介護員等と兼務すること。</p> <p>③他の訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に、事業を一部委託すること。</p> <p>④複数の事業所間で、随時対応サービス(通報の受付)を「集約化」すること。</p> <p>(2)サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保 ・事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする。</p>
<p>認知症対応型通所介護 (介護予防含む)</p> <p>(1)管理者の配置基準の緩和 共用型認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする。</p>
<p>通所系サービス共通 (地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護)</p> <p>(1)地域と連携した災害への対応の強化 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。</p> <p>(2)認知症介護基礎研修の受講の義務付け 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)を設けることとする。</p>
<p>小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む)</p> <p>(1)小規模多機能型居宅介護の人員配置基準の見直し 広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。</p>

多機能系サービス共通（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）

(1) 過疎地域等におけるサービス提供の確保

過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率的運営に必要であると市が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間（※）に限り行わないこととすることを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする。
※市が登録定員の超過を認めた時から当該介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本。また、介護保険事業計画の見直しごとに、市が将来のサービスの需要の見込みを踏まえて改めて検討し、代替サービスを新規整備するよりも既存事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長が可能。

(2) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）を設けることとする。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（介護予防含む）

(1) 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保

① ユニット数の弾力化

「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「3以下」とする。

※国基準上、標準基準（通常よるべき基準）であるが、本市においては国基準通りとする。

② サテライト型事業所の基準を創設

本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにする。

(2) 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できるとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。

(3) 外部評価に係る運営推進会議の活用

認知症グループホームにおいて求められる「第三者による評価」について、既存の外部評価（県指定の外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けるとする。

(4) 計画作成担当者の配置基準の緩和

介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

地域密着型特定施設入居者生活介護（定員30人未満の小規模介護専用型特定施設）

(1) 地域と連携した災害への対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

居住系サービス共通（認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（介護予防含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護）

(1) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）を設けることとする。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員30人未満の特別養護老人ホーム）

(1) 地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し

人材確保や職員定着の観点から、入所者の処遇や職員の負担に十分留意しつつ、見直しを行う。

① 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。

② サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。

(2) 介護保険施設の人員配置基準の見直し

従来型とユニット型を併設する場合で入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。

(3) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）を設けることとする。

(4) 口腔衛生管理の強化（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームは除く。）

口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。3年の経過措置期間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）を設けることとする。

(5) 栄養ケア・マネジメントの充実（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームは除く。）

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、以下の見直しを行う。

① 現行の栄養士に加え、管理栄養士の配置を位置付ける（栄養士又は管理栄養士の配置を求める。）

② 各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。その際、3年の経過措置期間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）を設けることとする。

(6) 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し

施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、以下の見直しを行う。

① 1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。

② ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

(7) 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

介護保険施設における施設系サービスの事業者を対象に、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付ける。その際、6月の経過措置期間を設けることとする。